

札幌市障がい・医療的ケア児 保育事業について

保育推進課指導担当係

確認事項

（障がい児保育認定）

- （1） 認定開始日と個別指導（支援）計画について
- （2） 対象経費について
- （3） 診断書、及び判定のための同意書について
- （4） 障がい児保育巡回指導と認定児童確認票について

（医療的ケア児保育認定）

- （5） 医療的ケア児保育について

(1) 認定開始日

(障がい児保育認定)

各区子ども家庭福祉係に、障がい児保育認定に必要な
全ての書類が受理された日

※対象児童に支援の必要があると保育施設が判断し、
個別の指導（支援）計画を作成して教育・保育を行っている場合には、
計画作成月の初日を認定日とすることができる。
ただし、書類が受理された年度内に限る。

(1) 個別指導（支援）計画

(障がい児保育認定)

- ・ 障がい児保育認定児の保育については、児童の状況に応じた指導（支援）計画を個別に作成すること。（書類は監査対象）



- ※ 障がい児保育個別指導（支援）計画は、様式に規定はなく、各保育施設の様式を使用する。
 - ◆ 年間計画ではなく、月別、又は期別のものとする。
 - ◆ 内容については、長期・短期目標、子どもの姿、留意点・配慮事項、反省・評価が記載されているものとする。

(2) 対象経費について

～障がい児保育事業費補助金～

障がい児を保育するための保育士等の人件費等、障がい児保育事業に要する経費として、障がい児保育実施施設に対し補助を実施。

○児童一人当たりの補助額	1号認定児(※1) : 65,300円/月
	2・3号認定児(※2) : 93,920円/月 (増額改正予定)

※1 幼稚園、学法法人立の認定こども園は対象外

※2 幼稚園型認定こども園、地域型保育事業所は対象外

★以下の経費も**対象経費**として**申請**いただけます。

保育士の人件費のほか、公認心理師・臨床心理士の利用料金や保育補助者の人件費などを本補助金の上限の範囲内において申請可能です。

(3) 診断書と同意書について

(障がい児保育認定)

- ◆ 札幌市障がい・医療的ケア児保育事業にかかわる判定・療育機関の診断書が必要です。また、受診の際、(様式) **別表2 診断書** を保護者へお渡しください。(発行日より6か月を経過した診断書は無効です)
- ◆ 児童相談所での判定を希望する場合は、
(様式) **1-6 同意書**の提出が必要です。

(4) 障がい児保育巡回指導について

○お願い

- 障がい児保育認定を受けている児童の集団保育の様子を確認するため、相談がなくても、相談書の提出をお願いします。
- 障がい児保育認定後、最初の巡回指導では、相談児に含めてください。
(時間の都合上、相談は3名までです。)
- 障がい児認定を受けている児童が児童発達支援事業所を利用している場合、巡回指導当日は、児童の様子の確認のため、できる限り登園していただきますよう、ご協力をお願いします。

(4) 障がい児保育認定児童確認票について

- 障がい児保育認定を受けている児童の状況確認のため、『障がい児保育認定児童確認票』の提出をお願いします。
- 児童確認票は、年度初めには、記入されている内容をご確認ください。大きな変更がない場合には、訂正してそのままお使いいただき、巡回指導時に変更点をお知らせください。障がいの程度や通所している事業所（日数、時間帯等）など、大きく変更が生じた場合には、改めて、ご提出ください。
- 園内の情報共有ツールとして、ご活用ください。

障がい児保育認定児童 確認票			
保育所名			
児童名		生年月日	H/R . . .
障がい名			軽・中・重
入所開始日	H/R . . .	認定開始日	H/R . . .
福祉制度	身体障害者手帳	第 . . . 号	種 級
	療 育 手 帳	第 . . . 号	B・・・B・A
	特別児童扶養手当	第 . . . 号	級
	取得年月日	H/R . . .	次回判定 予定年月 R . . .
	更新年月日	R . . .	変更 有・無 →
	更新年月日	R . . .	変更 有・無 →
診断	判定・療育機関名	H/R . . . 診断	
利用している児童発達支援事業所名		利用曜日	利用時間
利用している関係機関（病院・リハビリ・他）		担当者名	利用回数等（月○回など）
利用時間を表に記入してください			
12 13 14 15 16 17 18 19			

認定児童の園の利用状況が見える化し、どの時間帯に手厚い保育が必要かが見えてきます。
園を利用している時間と、児童発達支援事業所を利用している時間を色分けすると見やすいです。

（５）医療的ケア児保育事業について

～まずは子育て支援課へご連絡ください～

対象児童

子育て支援課：211－2988

恒常的に喀痰吸引、導尿、経管栄養等の医療的ケアを受けることが不可欠な児童

利用申し込み（既利用）施設の確認条件

当該児童の医療的行為を行うための看護師（派遣等を含）等の雇用や、施設設備の条件等を考慮し、利用申込（既利用）施設において、当該児童の受入が可能と判断される場合。

※医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、導尿、経管栄養その他の医療行為をいう。

（５）医療的ケア児保育事業について

～医療的ケア児保育事業費補助金～

医療的ケアが必要な児童を受入れるための看護師の人件費等、医療的ケア児保育事業に要する経費の補助を実施。

※幼稚園は補助対象外

○補助額	医療的ケア児が1人在籍し、看護師を配置する場合	1施設当たり440,800円/月
	医療的ケア児が2人在籍し、看護師を複数名配置する場合	1施設当たり881,600円/月

★令和7年度から補助内容を拡充します（NEW）

上記の補助に加え、研修受講費用、災害対策備品を含む備品購入費用、園外活動移動費用を新たに補助します。

・研修受講支援加算	<u>1施設当たり300,000円/年</u>	・医療的ケア児の備品補助	<u>1施設当たり100,000円/年</u>
・災害対策備品整備	<u>1施設当たり100,000円/年</u>	・園外活動移動支援加算	<u>1施設当たり40,000円/年</u>